Q&A ユニットバス

質問	回答
ユニットバスを設置する場合は支給対象となるか。	「段差の解消」や「床材の変更」として床部分と浴槽部分が、「扉の変更」として扉部分が、現在の状況が利用者の身体状況に合っておらず困難で、ユニットバスにすることで改善される場合に支給対象となります。
対象の金額はどのように出すのか。	申請時にユニットバスの部分ごとの金額が分かるカタログを添付していただき、それによって判断いたします。メーカーが介護保険用のカタログを準備していることがあるようですのでご確認ください。また、対象部分のみを面積で按分し対象とすることもできます。

Q&A 手すりの設置

質問	回答
以前住宅改修で設置した手すりが、老朽化したため撤去し、同 じ場所に新しい手すりを設置する場合は支給対象となるか。	単に手すりが老朽化したという理由の場合は認められません。
より使いづらくなった。今のものを移動や撤去などして、心身状	本人の心身状況の変化によるものであれば支給の対象となります。その際、既存の手すりの撤去費用は対象ではなく、手すりの取り付けに係る費用のみ対象となります。
手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となります。
転落防止のための柵として手すりを取付けたいが、住宅改修 の対象となるか。	支給対象ではありません。

Q&A 段差の解消

質問	回答
玄関から屋外までの間を砂利道をコンクリートに舗装したい。 玄関までの最短距離の間に樹木等があるが、その撤去費用 についても付帯工事として支給対象となるか。	樹木の撤去費用と樹木を迂回する形でコンクリート舗装する費用を比べ、より安価なであれば支給対象とします。ただし、小規模な工事に限ります。
段差の緩和のため、踏み台やすのこを設置したり、段差を2段にする工事は支給対象となるか。	床に固定されて容易に動かないものであれば支給対象となります。また、踏み台を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。ただし、木製すのこは腐食しやすいためのぞましくない。
昇降機やリフト、段差解消機等の設置は給付対象となるか。	動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の 支給対象外です。また、設置のための改修も対象外となります。
屋外に幅の広いスロープを設置したい。幅の制限はあるか。	車いすの通行に適する幅員はおよそ90cm、転回が必要な場合はおよそ140cmが目安となります。目安を超え、広い幅にしたい場合は、必要な理由を明記してください。
洗濯物を干すため、庭に出る際に転倒する可能性があるため、ウッドデッキを作成する工事は、対象となるか。	ベランダの増設に該当すると判断し、対象外となります。
居室から外に出るため、玄関ではなく掃出し窓にスロープを設置する工事は支給対象となるか。	生活の動線として使用する場合、玄関にスロープを設置する場合と同様に段差の解消として支給対象となります。
床の段差解消を図るため、スロープを設置する際に、もともと ある床の解体が必要な場合、その床の解体費についても段差 解消に必要な費用として支給対象となるか。	スロープを設置するための床の解体・撤去費用は、床の段差解消に必要な費用として支給対象となります。
脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよろしいか。①:蛇口の下に洗面器が入らなくなったために蛇口の位置を変更②:浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事③:②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えありません。

Q&A 床材の変更

一般日	同佼
質問	回答
経年劣化により、歩行が困難になった床についての補修は認 められるか。	理由が経年劣化による工事は対象外となります。
滑りの防止を図るため、床材の表面の加工(傷をつける等)やカーペットを張り付ける工事、階段にノンスリップ(滑り止めのゴム)をつける等の工事は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として支給対象となります。
居室に置いては畳敷から板製床材(フローリング)、ビニル系 床材等への変更が想定されるとしているが、畳敷から畳敷(転 倒時の衝撃緩和がされるもの等)への変更や、板製床材から 畳敷への変更についても支給対象となるか。	材質が同じ物への変更は認めておりません。材質等が変わり、 利用者の負担軽減となると認められる場合には支給対象となり ます。例:転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳へ変更する場 合は畳から畳であっても対象
通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。 また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えありません。ただし、利用者の移動する範囲以外は支給対象とはなりません。
通路面について滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として支給対象となります。ただし、利用者の移動する範囲以外は支給対象とはなりません。
和室6帖の畳敷きでは躓き易いため、床の間と押入れを撤去 し床暖房付フローリング(8帖)に変更しますが、新たに物入は 造る予定。この場合、全て対象となるか。	介護保険では増設部分は対象としないため、床下地組部分は和室6帖部分が解体費用を含め、対象となります。仕上げ材のフローリングは、居室に相当する部分が対象となります。ただし、床暖房部分は対象とならないため、同等のフローリング材で見積内訳は積算することになります。

Q&A 扉の変更

具问	<u></u> 凹台
門扉の取替えは支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。
扉の向きを変更する工事は支給対象となるか。	身体の状況に合わせて性能を変更する場合は支給の対象となります。
既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取り換 える場合は支給対象となるか。	既存の引き戸が利用者の身体状況から重く開閉が容易でないという理由であれば支給対象となります。単に既存の引き戸が古くなった場合や建付けが悪くなった場合の取替、工事等は支給対象外となります。
間口の拡大は対象となるか。	利用者の安全な移動方法において間口の拡大を目的とし、扉の 変更・撤去をする工事であれば支給対象となります。扉がない部 分の間口の拡大のための工事は支給対象外です。
引き戸から別の引き戸に取り替える工事は支給対象となる か。	虚弱なために引き戸が重くてあけることができない、車いすで力がはいらない、車いすの移動のための間口の拡張等を目的とした工事であれば、扉の取替として支給対象となります。具体的には、車いすが通行できるようにするため、二枚引戸を三枚引き戸に取り替える工事等が想定されます。
トイレを利用する際、入り口が狭く車いすの出入りが困難な場合、入り口を広げて(袖壁の撤去)、開き戸から幅広の開き戸に変更するのは、対象となるか。	被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるの であれば、対象となります。
被保険者の移動距離を短くし、自立を保つために、部屋の壁を撤去し新たに扉を設置する場合、「引き戸等への扉の取替え」として支給対象となるか。	扉の新設となり、支給対象外となります。
扉の開閉が困難であるため、既存の扉を撤去し、カーテンを設置する場合は支給対象となるか。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても支給対象となるか。	生活上の動線であり、扉の開閉が困難な場合は支給対象となります。また、居室等のプライバシー、室温等を考慮してカーテンが必要であれば、カーテンレールの取り付けのみ付帯工事として支給対象となり、カーテンは対象外となります。
床の段差解消後の床面に合わせて既存の扉の長さの加工は 支給対象となるか。	段差解消に伴う扉の加工は、扉の長さを付け足す工事、扉の加工と比べて交換する方が費用がかからない場合に限り、支給の対象となります。
「扉の撤去」は住宅改修における「扉の取換え」の対象となるか。	支給対象となります。ただし、身体状況や介護環境に基づき工 事が必要な理由が詳細に記載された理由書の提出が必要とな ります。

開き戸では開け辛くなり引戸に交換する場合、枠も交換する 必要があり、壁の補修も行う。全面の壁を張り替える場合は、 住宅改修の対象となるか。

壁の補修は基本的には対象外ですが、今回の工事の補修部分に該当する部分のみ、対象となります。見積内訳は按分します。

Q&A 便器の取り換え

質問	回答
段差がある和式トイレを改修した際の壁や床の取り換え支給 対象となるか。	元々段差があった部分の壁や床の補修、工事の際に一度壊す 必要のある部分のみ支給対象となります。
和式便器から座面の暖房機能や洗浄機能付きの洋式便器への取替は支給の対象となるか。	立ち上がるのが困難な場合等、被保険者に適した高さにするための改修であれば、支給対象となります。
になるか。	支給対象となります。単に既存の洋式便器が古くなったという理由や、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された 便座に取り換える場合は支給対象外です。
和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものや、補高便座を 用いて洋式トイレの座面の高さを高くする場合は、住宅改修の 支給対象となるか。	住宅改修ではなく、腰掛便座として、特定福祉用具購入の支給 対象となります。
洋式便器を嵩上げする工事は対象となるか。	支給対象となります。
身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないため、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となりますか。	障害等に対応するように、身体の麻痺等によって現在の便座の 向きでは座れないなど、必要性がある場合は対象となります。
既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する工事は支給対 象となるか。	増築やトイレを新設することは新たな資産となるため支給対象外です。既存トイレを完全に壊し(使えなくする)、新設トイレは増築ではなく、別の場所にをトイレに作り替える(押入れをトイレに変える)場合であれば支給対象となります。